安城市医療・介護・福祉ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、安城市医療・介護・福祉ネットワーク協議会(以下、「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」 (以下、「サルビー見守りネット」という。)を運用管理し、在宅医療・介護に 関わる医療機関・介護サービス事業者等の多職種間において、さらには医療や介 護を受ける療養者及びその家族も含めた連携を図り、情報共有することで、療養 者に対し質の高いサービスの提供を行い、療養者が安心して在宅医療・介護を受 けられる地域包括ケアシステムの確立を図ることを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) サルビー見守りネットの提供するサービス及び運営に関すること。
 - (2) サルビー見守りネットの普及啓発に関すること。
 - (3) サルビー見守りネットの規約等の制定改廃に関すること。
 - (4) その他協議会の目的の達成に必要と認められること。

(委員)

第4条 協議会の委員は、安城市地域ケア推進会議の各部会員をもって充てる。 (会長及び副会長)

- 第5条 協議会の役員として、会長1名、副会長1名を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 任期途中における委員交替に伴い、新たに就任する場合は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員現在数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、議長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の協議会の議事に関する者の出席 を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

- 第8条 会長は、専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会は、協議会の委員の中から会長が指名した者をもって構成する。
- 3 部会の運営その他必要な事項は、必要に応じ、会長が定める。 (委員の代理)
- 第9条 やむを得ない理由のため、会議又は部会に出席できない委員は、代理人を もって表決を行うことができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び会議出席者は、正当な理由なく、協議会若しくはその会議又は 部会で知り得た情報を漏らしてはならない。委員においては、その職を退いた後 も同様とする。

(事業年度)

- 第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (事務局)
- 第12条 協議会に関する必要な業務を執行するため、事務局を安城市(福祉部高 齢福祉課)に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会 長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成28年7月21日から施行する。